

事務連絡
令和3年12月15日

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）
指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
指定障害児入所施設
指定障害児通所支援事業所
管理者殿

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課

国の令和3年度補正予算（案）における障害福祉施設等のロボット・ICT導入に係る補助事業の募集について（依頼）

本県の障がい福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の令和3年度補正予算（案）において障害福祉施設等のロボット・ICTの導入に係る補助事業の実施が見込まれています。

つきましては、対象施設・事業内容等を御確認いただき、補助事業が実施された場合に事業の活用を希望される事業者におかれましては、期日までに必要事項を回答してください。

なお、本事業は国・県で実施を決定したものではなく検討中であることを申し添えます。

1 ロボット等の導入

(1) 対象施設

障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援又は障害児入所施設

(2) 導入機器1台当たりの補助上限額

ア 移乗介護、入浴支援

10万円以上100万円以下

イ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援

10万円以上30万円以下

(3) 1施設・事業所に対する補助上限額

ア 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円を限度

イ グループホーム：全ての機器の合計額150万円を限度

ウ その他事業所：全ての機器の合計額120万円を限度

2 ICTの導入

(1) 対象施設

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設又は障害児通所支援事業所（法人内複数施設の一括導入を行う場合であっても、補助対象経費は障害福祉に係る事業分に限る。）

(2) 事業内容

新型コロナウイルスの感染拡大防止、支援記録等の管理、蓄積及び分析、請求、会計等を効率化するためのICT技術の導入であって、ICT技術の導入により時間外勤務の削減やリスクの減少等に繋がることが見込まれるものについて、機器及びシステム等の初期コストに対して補助する。

(3) 補助上限額

1事業所あたり100万円を上限とする。

3 共通

(1) 回答期日

令和3年12月22日（水）まで

(2) 回答方法

別添のロボット回答様式又はICT回答様式をメール送付

※価格の分かるカタログ・参考見積書等をPDFで添付すること。

(3) その他要件等

- ・国及び県の予算動向等により実施しない場合がありますが、実施することとなり選定が必要な場合、本協議に回答のあった施設等を優先します。
- ・締切日までに複数の書類提出が必要になりますので、その事務量及び迅速な処理が必要になることを予め御承知おきください。
- ・県が交付決定する前の事業着手（契約等）は認められません。
- ・補助事業の完了（機器等の導入完了）は令和4年度中を目途としますが、詳細の納期等については回答様式内の導入スケジュールに記載いただいた内容をもとに、個別に相談させていただく場合があります。

問合せ先

福祉施設グループ 安井

電話 045-285-0738（直）

メール shisetsu-koubo@pref.kanagawa.jp